

相模原市農業委員会第14回会議議事録

開 会 日 時 令和2年4月28日 午後1時49分

閉 会 日 時 令和2年4月28日 午後2時39分

開 催 場 所 市役所第1別館1階 開発室A 他

出 席 委 員 (印)

	西山 和秀		中里 州克		榎田 和子
	八木 拓美		市川 忠孝		藤村 達人
	關山 富雄		小林 康史		高橋 三行
	古木 清		齋藤 憲一		天野 明
	江藤 昭利		菱山 喜章		加藤 正博
	阿部 健		八木 健一		
	渋谷 利雄		金井 睦		

出席委員 19名

欠席委員 0名

傍聴人 0名

事 務 局 斉藤ますみ 鈴木和夫 伊藤和彦 濱端雄高

議事録署名人 議 長

議席 15 番

議席 6 番

会議に付した事件

日程	番 号	件 名
1		会務報告
2		農地利用最適化推進委員選考委員会報告
3	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
4	議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
5	議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
6	議案第4号	農用地利用集積計画の決定について
7	議案第5号	農用地利用集積計画の決定について
8	議案第6号	農用地利用配分計画の作成について
9	議案第7号	相模原市農地利用最適化推進委員の委嘱について
10	報告第1号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
11	報告第2号	農地所有適格法人の報告について
12	報告第3号	解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地利用状況の報告について
13	報告第4号	特定農地貸付け承認をした市民農園の廃止について
14	報告第5号	非農地証明書の発行について
15	報告第6号	相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について
16	報告第7号	市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため委員が一堂に参集することが困難であることから、We b会議により議事の審議を行い合議体としての意思決定を行った。

議事の内容 次のとおり

議長（八木会長）

ただいまから、相模原市農業委員会第14回総会を開催いたします。

初めに、出席委員の確認を次長にいたさせますので、よろしくお願いいたします。

事務局（鈴木次長）

（議席順に各委員の出席を確認）

議長（八木会長）

ただいまの出席委員は19名で定足数に達しております。

次に、本日の総会の議事録署名委員につきましては、6番阿部健委員、15番榎田和子委員を御指名いたします。

日程1 会務報告

日程2 農地利用最適化推進委員選考委員会報告

議長（八木会長）

それでは、これより日程に入ります。

日程1「会務報告」について、日程2「農地利用最適化推進委員選考委員会報告」について、何か御発言がございましたら、お願いいたします。

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、以上で会務報告及び農地利用最適化推進委員選考委員会報告を終わります。

日程3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（八木会長）

続いて、日程3議案第1号を議題に供します。事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、1ページを御覧ください。議案第1号になります。

2ページを御覧ください。

收受番号3-1及び3-2は、譲受人の農地所有適格法人の株式会社田名萩原農園が、農業経営規模拡大のため、農地を取得するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は1ページから2ページを御覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は大島の畑、932㎡及び中央区田名の畑、1,527㎡で、合わせまして3筆、2,459㎡です。今後の作付はミカンの栽培を予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、経営農地23筆、27,527㎡を全て適切に管理されていることを確認しており、下限面積要件の2,000㎡以上を満たしています。法人要件については、農地所有適格法人の要件を満たしています。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しております。以上4点、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号3-1については、緑区担当委員さん、お願いいたします。

6番（阿部委員）

4月22日の午前中に現地を見てきました。先ほど説明がありましたが、大沢南部地区の農業生産基盤整備がされた場所で、市農協の営農センターから100mぐらい離れた場所で、当然、基盤整備がされていますから優良農地ですが、ミカン畑にするということから、周りへの雑草対策が考えられますので、そういう要請は必要だろうと思います。田名萩原農園は、ネギ、里芋等の露地栽培をしている法人だと伺いました。

以上です。よろしく御審議お願いします。

議長（八木会長）

続きまして、收受番号3-2については、中央区担当委員さん、お願いいたします。

14番（金井委員）

4月25日に現地を調査してきました。一部で不耕作のところがありましたが、大分きれいな農地でした。ここの法人の近くに一部萩原農園の畑がありまして、そちら側も作物が植わっていて、きちんと業務がされているように思えます。特に問題はないように思えるので、御審議よろしくお願いします。

議長（八木会長）

これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第1号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程3 議案第1号については、原案のとおり決定いたしました。

日程4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議長（八木会長）

続いて、日程4議案第2号を議題に供します。事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、3ページをご覧ください。議案第2号になります。

4ページをご覧ください。

收受番号4-1は、申請人が所有する麻溝台の農地、1筆、965㎡を駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は3ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、不動産業者からの要望により、駐車場として転用するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、接道部分を除き、既設擁壁及び既設ブロックを利用して土留めをし、雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は北里大学病院の北西約240mです。

続きまして、收受番号4-2は、申請人が所有する田名の農地、5筆、2,927㎡を駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は4ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、運送業者からの要望により、駐車場として転用するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、西側接道部分を除き、南側に新設ブロック1段積み及びフェンスで土留めをし、北側、東側を既設ブロック及び既設安全鋼板を利用する計画です。雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地はしおだこぶし橋公園の西約200mです。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号4-1について、南区担当委員さん、お願いいたします。

3番（關山委員）

4月25日に現地を見てまいりました。農地としましては、よく管理されていたように思われます。現在、きれいに管理され、耕作されていたのではないかと思います。周囲の環境につきましては、駐車場あるいは資材置場に囲まれて、この方の農地がそこに残っているような状況で、やむを得ないのかなと思われます。道路とか、その辺についても特に問題ないように思いますので、御審議のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長（八木会長）

続きまして、收受番号4-2について、中央区担当委員さん、お願いいたします。

14番（金井委員）

4月25日、現地を見てまいりました。現状、きれいに整備された土地でありまして、雑草等はありません。隣接地の片側が駐車場で、反対側は畑であります。土留め策と

して新設ブロック1段積み及びフェンスということで、隣接地への影響は考えてあり、問題はないように思われます。よろしく御審議ください。

以上です。

議長（八木会長）

これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第2号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程4議案第2号については、原案のとおり決定いたしました。

日程5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長（八木会長）

続いて、日程5 議案第3号を議題に供します。事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、5ページを御覧ください。議案第3号になります。

6ページから8ページを御覧ください。

収受番号5 - 1は、譲受人の有限会社進生エクステリアが、譲渡人が所有する大島の農地、2筆、1,109㎡の所有権移転を受け、資材置場及び駐車場として転用するための申請です。案内図は5ページを御覧ください。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、建設業を営んでおり、現在使用している資材置場及び駐車場が手狭なため、新たな資材置場及び駐車場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口を除き、ブロック2段積み及び安全鋼板で土留めをし、雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は大島上久保公園の北西約230mです。

続きまして、収受番号5 - 1001は、譲受人が、譲渡人の所有する牧野の農地、2筆、1,282㎡の所有権移転を受け、駐車場として転用するための申請です。案内図は6ページを御覧ください。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、譲受人は木工家であり、新たに商品等の展示販売を目的にギャラリーを購入したので、隣接地に来訪者のための駐車場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口を除き、鋼板で土留めをし、雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は市立日連保育園の南東約1,400mです。

続きまして、収受番号5 - 1002は、譲受人が、譲渡人の所有する日連の農地、3筆、427㎡の所有権移転を受け、自己住宅として転用するための申請です。案内図は7ページを御覧ください。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、譲受人は現在、社宅に住んでおり、新たに自己住宅を建築するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策としてブロック2段を設置し、雨水については、雨水浸透ますによる敷地内浸透とする計画です。申請地は市立日連保育園の南東約600mです。

続きまして、収受番号5 - 1003は、譲受人のTurboalfaJapan合同会社が、譲渡人の所有する日連の農地、2筆、343㎡の所有権移転を受け、車両置場として転用するための申請です。案内図は8ページを御覧ください。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、現在、自動車の輸出を営んでおり、使用している車両置場が手狭なため、新たに車両置場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、既設擁壁とブロック積み1段を設置し、雨水については、敷地内浸透とする計画です。申請地は市立日連保育園の東約1,100mです。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明やご意見はございませんか。

收受番号5 - 1について、緑区担当委員さん、お願いいたします。

6番（阿部委員）

4月22日午前中に現地を見てきました。県道から入っていった中で、2.7mに接道する畑で、極めて最近まで保護され、また、その後、耕うんした、きれいな農地で、そこに、道路の反対側、この地図にありますように、外柵に安全鋼板を設置する計画のようではありますが、ブロック積みフェンスみたいなものになれば一番いいかなと思います。高い安全鋼板を作るということは周りへの影響が大きいということで、いい農地ということで、極力日照日陰の影響が生じないように、低くするか、ネットフェンスにするなどの工夫が必要と思われれます。

以上でございます。

議長（八木会長）

続きまして、收受番号5 - 1001から5 - 1003について、藤野地区担当委員さん、お願いいたします。

18番（天野委員）

5 - 1001から5 - 1003まで、4月23日に現地調査に行っていました。5 - 1001につきましては、山にしているような土地で、畑としては難しそうなところですから、事務局の説明のとおり、農転は相当と認めます。

それから、5 - 1002につきましては、隣接地が住宅になっておりますから、これも事務局の説明したとおり、許可相当と認めます。

5 - 1003につきましては、車両置場になっておりまして、現在は車両が入りにくいような傾斜になっているんですが、境界のくいを見れば、進入路を確保できるという気もしますので、許可相当と認めざるを得ないと思います。

以上です。

議長（八木会長）

これより質疑に入ります。

11番（齋藤委員）

5 - 1003は、車両置場なので、車をきれいに置いていけばいいけど、そのうち高く積み上げたりする可能性はどうかかなとちょっと心配なので、隣の住宅への被害は大丈夫かどうかということだけは、きちんと確認してほしいと思います。

以上です。

事務局（伊藤担当課長）

隣の住宅ということで、案内図でいきますと、すぐ隣の空家のところでよろしいかと思いますが、この会社がそこに住み込む形で事務所を設置し、自ら隣接地ということで管理をする計画になっております。

11番（齋藤委員）

分かりました。

16番（藤村委員）

図面から見ますと、車を搬入するのに取付道路が不十分で、取付ができないのではな

いか、申請された用途とは違った用途が考えられる可能性もありますので、車の搬入等
はできるのかという質問を挙げておきます。

議長（八木会長）

先ほどの事務局の回答でよろしいでしょうか。

16番（藤村委員）

先ほどの事務局の回答は、被害が及ばないということでしたが、車が搬入できるか
ということですね。

事務局（伊藤担当課長）

進入路については、先ほど天野委員もおっしゃられていましたけど、隣の畑がかなり
荒れているという状況もあって、道幅がきちんと確保できていないのではないかという
疑問もあるんですが、その点は、隣地の所有者の協力ももらって、きちんと整備をする
と伺っています。あわせて、進入路には、この会社が買った事務所がありますので、そ
この塀を多少動かすなりして進入路を確保するものと聞いております。

以上です。

16番（藤村委員）

了解です。

議長（八木会長）

ほかに質疑はございませんか。

質疑なし

議長（八木会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第3号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程5議案第3号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 6 議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について

議長（八木会長）

続いて、日程 6 議案第 4 号を議題に供します。事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、9 ページをお開きください。議案第 4 号になります。

次に、10 ページから 12 ページを御覧ください。案内図は 9 ページから 11 ページを御覧ください。

整理番号 2 - 1001 から 2 - 1005 は、相対での利用権設定の申請です。件数は 5 件で、13 筆、面積は 7,334 m²です。なお、整理番号 2 - 1002 の 8 筆のうち 2 筆の土地について、現況地目が宅地となっておりますが、ここには農作業小屋が建っており、その作業小屋も作業所及び倉庫として使用する計画となっております。

以上でございます。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 4 号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程 6 議案第 4 号については、原案のとおり決定いたしました。

日程7 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について

議長（八木会長）

続いて、日程7議案第5号を議題に供します。事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、13ページをお開きください。議案第5号になります。

次に、14ページから15ページを御覧ください。案内図は12ページから14ページを御覧ください。

整理番号2-1及び2-1006から2-1008は、農地中間管理機構の指定を受けている公益社団法人神奈川県農業公社が、土地所有者から事業者に貸し出す農地の借入れをするための利用権設定です。件数は4件、7筆、面積は4,571㎡です。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第5号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程7議案第5号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 8 議案第 6 号 農用地利用配分計画の作成について

議長（八木会長）

続いて、日程 8 議案第 6 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、16 ページをお開きください。

この 4 月から、農地の貸出しについて法が変わったため、今まで旧市であれば農協が個人に貸していましたが、全て神奈川県農業公社からの貸出しに変更になります。それでは、議案を朗読いたします。

議案第 6 号 農用地利用配分計画の作成について。別紙利用配分計画整理番号 2 - 1 及び 2 - 1 0 0 1 から 2 - 1 0 0 2 は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、令和 2 年 3 月 25 日付けで「相模原市長」及び令和 2 年 4 月 1 日付けで「相模原市長から指定を受けた相模原市農業協同組合代表理事組合長」から意見を求められたので同意するものとする。令和 2 年 4 月 28 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、17 ページを御覧ください。案内図は、同じく 12 ページから 14 ページを御覧ください。

整理番号 2 - 1 及び 2 - 1 0 0 1 から 2 - 1 0 0 2 は、農地中間管理機構の指定を受けている公益社団法人神奈川県農業公社が、事業者に貸出しを行う利用配分計画の案件です。これに伴い、相模原市長及び神奈川県農業公社から委託を受けた相模原市農業協同組合から農業委員会の意見を求められているものです。事業者は、事業拡大のため、農地を確保するものです。件数は 3 件、7 筆、面積は 4,571 m²です。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

16 番（藤村委員）

全般的にそうですが、特に 2 - 1、新たに名前が出てきた方ですが、農家であって、しっかり農業ができるかという評価が全くできないので、データが欲しいということです。

事務局（伊藤担当課長）

2 - 1 の方は、相模原市緑区相原在住で、既に大島と相原で露地野菜を栽培しています。現在の耕作面積は 5 筆で、8,254 m²です。

以上です。

16 番（藤村委員）

現在のデータに関しては了解いたしました。今後、ほとんどが農業公社経由ということになると思いますが、今までも農業公社経由のものに関しては、今のようなデータ、例えば新規就農者であれば、訓練を受けたとか、そういったデータが提供されてこなかったんですが、今後は提供してほしいというのが要望です。

事務局（伊藤担当課長）

今回の制度について説明申し上げますと、今まで農協がやっていたことができなくなる。それは農業公社が中間管理機構という指定を法的に受けたわけです。しかしながら、農業公社自身は、今まで旧市においては実績がないということで、また、農協を指名することができるという規定になっているんです。市農協は、農業公社から指名を受け、そして、受託して、今までと同じ流れを作っているわけです。ただし、この表に出るときは、貸し借りの書面として農業公社がやるという流れで、相模原市農協が全く関わっていないのではなく、今までどおり、情報は渡してくれるという流れになっています。以上です。

16番（藤村委員）

説明は分かりましたが、私は提案しているのであって、農業公社から経由したものは、その方が農家として妥当であるかというデータが今までなかったもので、そういったデータなり、一言入れていただければ、安心して判断できると思います。

事務局（鈴木次長）

制度上の話は、伊藤担当課長が説明したとおりですので、農協がやっていたものについては、これまでどおり、同じように農協に関わっていただきます。農用地の利用の促進を行うものとして、市長から指定を受けて、また、農協は農業公社から受託して事業を行っていただいているところですので、制度としてはそういう流れになりますが、今、藤村委員がおっしゃっている耕作者の耕作状況については、耕作面積等が入られるようにということだと思うので、そういった表記ができるように検討していくということによろしいでしょうか。

16番（藤村委員）

注書きとか、新規であればいつから就農か記載いただくと、安心して判断することができます。

事務局（鈴木次長）

それでは、検討させていただきます。

議長（八木会長）

ほかにございませんか。

質疑なし

議長（八木会長）

ないようですので、それでは、採決をさせていただきます。

議案第6号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程8議案第6号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 9 議案第 7 号 相模原市農地利用最適化推進委員の委嘱について

議長（八木会長）

続いて、日程 9 議案第 7 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（濱端総括副主幹）

それでは、18 ページを御覧ください。朗読いたします。

議案第 7 号 相模原市農地利用最適化推進委員の委嘱について。農業委員会等に関する法律第 17 条第 1 項により、別紙のとおり本市農業委員会の農地利用最適化推進委員に委嘱する。令和 2 年 4 月 28 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、次の 19 ページを御覧ください。説明いたします。

こちらの表につきましては、農業団体からの推薦 1 名について、3 月 30 日に行われた選考委員会で審査項目に従い選考いたしました選考結果をもとに、農地利用最適化推進委員として委嘱するものとして、本日の総会で提案するものです。農地利用最適化推進委員を委嘱する者として、別紙に記載している者で、担当区域、南区でございます。

以上、農地利用最適化推進委員の委嘱について、御承認をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 7 号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程 9 議案第 7 号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 1 0 報告第 1 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について

日程 1 1 報告第 2 号 農地所有適格法人の報告について

日程 1 2 報告第 3 号 解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地利用状況の報告について

日程 1 3 報告第 4 号 特定農地貸付け承認をした市民農園の廃止について

日程 1 4 報告第 5 号 非農地証明書の発行について

日程 1 5 報告第 6 号 相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について

日程 1 6 報告第 7 号 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

議長（八木会長）

続きまして、報告案件に移ります。日程 1 0 報告第 1 号から日程 1 6 報告第 7 号について、御発言がございましたら、お願いいたします。

1 6 番（藤村委員）

3 2 ページ、報告第 3 号ですが、2 月に報告があって、それは前々年度の平成 3 0 年の報告だったんですね。事務局も、つ組も、報告は速やかにしてくださいというコメントです。

事務局（伊藤担当課長）

農政課と連携をとって、遅滞なく報告させるよう指導します。

以上です。

1 6 番（藤村委員）

結構です。

議長（八木会長）

報告案件について、ほかに御意見ございますか。

以上で日程 1 0 報告第 1 号から日程 1 6 報告第 7 号を終わります。

以上をもちまして、相模原市農業委員会第 1 4 回総会を終了いたします。